



## 地下水（井戸）からの

## 総水銀検出について

民間の事業所等の井戸からヒ素・総水銀が検出され、現在調査を行っており、その状況をお知らせします。

城陽市奈島の民間工場の井戸から環境基準値（0.0005mg/l）を超える（0.0019mg/l）総水銀が検出されました。その後、その周辺の井戸を検査したところ結果は全て環境基準値未満でした。

## 総水銀による地下水汚染が

## 広がる可能性は少ない「専門家の見解」

昨年6月以来約2.5km離れている山砂利採取事業所の井戸で環境基準値を超える総水銀が検出されていることとの関連性について、城陽山砂利採取地整備公社の「土壌・地下水の保全に係る審議会」の横山委員長（同志社大学名誉教授）は、「同一のものであるとは考えにくい。大規模汚染の可能性は認められないと思われる。」との見解を示されています。市は引き続き調査を進め市民の安心・安全を守ります。

## 【奈島の民間工場井戸の総水銀について】

今年3月に奈島の工場の井戸から環境基準を超える総水銀が検出されました。直ちに保健所がその周辺の

していただけるよう対応してまいります。

## 【山砂利採取地の総水銀との同一性は考えにくい】

専門家は、

①総水銀は一般に地下水に溶けて移動することはない。

②山砂利採取地内の井戸と奈島の工場の井戸とは地層が異なる。

③検出された濃度を見れば、下流に位置する奈島の工場の方の数値が高いことからしても新たな要因が考えられる。

このことから「奈島の工場井戸で検出された総水銀と、山砂利採取地内で検出された総水銀とが同一であることは考えにくい。」との見解が出されています。

## 組んでいます】

山砂利採取事業所の井戸から検出されている総水銀について原因を究明するために3月に事業所内の埋戻土壌をボーリングにより調査を行ったところ総水銀は検出されませんでした。今後、公社の土壌・地下水の保全に係る審議会において原因究明の対応について検討・助言をいただき、適切に対応してまいります。

また、山砂利採取事業所の井戸の調査に併せて青谷川の検査も行っていますが、総水銀の検出はなく汚染されていません。

## 【今後の取り組み】

城陽市では、平成19年度に、専門家の助言を得て山砂利採取地全体の埋戻土壌の調査を実施するための計画を策定し、本格的な調査を実施します。

## 【山砂利採取地内の総水銀検出の原因究明に取り

携し、市民の皆さまに安心

6箇所の井戸を、その後更に7箇所の井戸の水質検査を行った結果、全て環境基準値未満でありました。城陽市では、京都府と連

### 〈環境基準とは?〉

・環境基準は、人の健康を保護し、生活環境の保全上維持されることが望ましい基準として総水銀の基準を0.0005mg/lと定めています。

・また、WHO(世界保健機構)が飲料水としての望ましいレベルとして示しているガイドライン値では、総水銀は0.001mg/lとされており、この値は飲料水を生涯飲み続けても直ちに健康被害が生じるものではないとしています。

### 〈水質検査の状況〉

城陽山砂利採取地整備公社では、砂利採取事業所の6箇所の井戸と公社独自で観測のための井戸を3箇所設置し継続的に水質モニタリング調査を行い観察しています。

市の環境課では、平成18年度から市内14箇所に拡大して水質調査を実施するとともに、

現在関西大学との官学共同で地下水の流れや水量の実態把握の取り組みを進めています。

使用されている地下水(井戸)についてのご相談は、市の環境課(0774-56-4061)にご連絡ください。

また、現在青谷地区の個人でご利用の井戸の調査を行っていく準備を進めており、詳しいことは別途お知らせいたします。

### 〈再生土問題に関する検証委員会の設置〉

3月2日に山砂利採取跡地に再生土と称する建設汚泥処理物が搬入された問題について、これまでの対応等を検証し、必要な取り組みを進めるため、再生土問題に関する検証委員会が設置され次の事項を検証することとなりました。城陽市も委員として参画し検証・検討を進めていきます。

①山砂利採取跡地に搬入された再生土に係る対策

②山砂利採取跡地に産業廃棄物を搬入させないための方策

③地下水への影響に係る市民の不安に対する対策

なお、会議は原則公開で行なわれ、審議内容の要旨もホームページで公開されます。

### 〈水道水は安全です〉

上下水道部では安全な水道水を供給するため、毎日検査、毎週検査、毎月検査、3ヶ月検査及び毎年検査等の水質検査を行っています。さらに、平成18年度からは17本の井戸に対して原水での検査を実施し、引き続き19年度も実施します。また、これまで3ヶ月検査としていました浄水場ごとの原水での重金属系検査を毎月検査に変更し、検査体制を強化しています。

これらにより、水道水が安全であることを確認していますので、安心してご利用ください。

なお、平成18年度に実施した水質基準項目検査および水質管理項目検査の結果については、平成19年4月1日発行の広報「じょうよう特集号」城陽みずだより」をご覧ください。

ご意見をお寄せください

市民の皆さまのご意見をお待ちしています。はがき、手紙、FAX、Eメールでご意見をお寄せください。

城陽市役所

東部丘陵整備課

〒610-0195

寺田東ノ口16-17番地

【FAX】

0774(56)3999

【Eメール】

tobukyuryo@city

y.joyo.kyoto.jp